

藤沢市手数料条例の一部改正について
藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2026年（令和8年）6月4日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例
藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表7の項中「470円」を「560円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、神奈川県手数料条例の一部が改正され、開発登録簿の写しの交付に係る手数料の金額が改正されたことを受け、神奈川県の手務処理の特例に関する条例の規定により本市の手務とされている同交付に係る手数料の金額について、同様の金額とするため、所要の改正をする必要による。